

札幌市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例案

平成30年（2018年）11月29日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例

札幌市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（昭和40年条例第20号）の一部を次のように改正する。

(1) 題名の次に次の目次を付する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 建築物における駐車施設の附置及び管理（第1条の2－第9条）

第3章 罰則（第10条・第11条）

第4章 委任（第12条）

附則

(2) 第2条第1項の表アの項からカの項までを次のように改める。

ア	駐車場整備地区	商業地域又は近隣商業地域	周辺地区又は自動車ふくそう地区
イ	特定用途（法第20条第1項に規定する特定用途をいう。以下同じ。）に供する部分の床面積と、非特定用途（特定用途以外の用途をいう。以	特定用途に供する部分の床面積と、非特定用途に供する部分の床面積に4分の3を乗じて得た面積との合計の面積	特定用途に供する部分の床面積

	下同じ。)に供する部分の床面積に3分の2を乗じて得た面積との合計の面積						
ウ	2,000平方メートル			1,500平方メートル			2,000平方メートル
エ	百貨店 その他 の店舗 又は事 務所の 用途に 供する 部分	特定用 途(百 貨店そ の他の 店舗及 び事務 所の用 途を除 く。)に 供する 部分	非特定 用途に 供する 部分	百貨店 その他 の店舗 又は事 務所の 用途に 供する 部分	特定用 途(百 貨店そ の他の 店舗及 び事務 所の用 途を除 く。)に 供する 部分	非特定 用途に 供する 部分	特定用途に供する部分
オ	300 平方メ ートル	500 平方メ ートル	600 平方メ ートル	200 平方メ ートル	250 平方メ ートル	400 平方メ ートル	250平方メ ートル
カ	1 - (2,000平方メートル × (6,000平方メートル - 建築物の延べ面積)) / (6,000平方メートル × イの項に掲げる面積 - 2,000平方メートル × 建築物の延べ面積)			1 - (1,500平方メートル × (6,000平方メートル - 建築物の延べ面積)) / (6,000平方メートル × イの項に掲げる面積 - 1,500平方メートル × 建築物の延べ面積)			1 - (6,000平方メートル - 建築物の延べ面積) / (2 × 建築物の延べ面積)

- (3) 第3条第1項の表備考1中「あつては」を「あっては」に改め、同表備考2中「当たつては」を「当たっては」に改める。

(4) 第3条の2に次のただし書を加える。

ただし、当該駐車台数が1台の場合は、この限りでない。

(5) 第5条第2項中「最小規模の駐車施設の駐車台数に0.3を乗じて得た台数（小数点以下の端数がある場合は、これを切り上げるものとする。）に係る自動車の駐車の用に供する部分の規模は、駐車台数1台につき幅2.5メートル以上、奥行き6メートル以上とし、かつ、そのうち」を「駐車施設のうち」に改め、同項ただし書中「本項」を「この項」に改める。

(6) 第6条第1項中「構造又は」を「構造若しくは」に改め、「場合」の次に「又は交通の安全及び円滑化、良好な景観の形成若しくは土地の有効な利用に資するものとして市長が認める場合」を加え、「200メートル」を「350メートル」に改める。

(7) 第6条の2を第6条の3とし、第6条の次に次の1条を加える。

（公共交通機関利用促進措置等による駐車施設の規模の特例）

第6条の2 第2条の規定により建築物又は建築物の敷地内に駐車施設を附置すべき者が、公共交通機関の利用の促進に資する措置その他市長が別に定める措置（以下この条において「公共交通機関利用促進措置等」という。）を講じる場合であって、当該建築物及び当該敷地（前条第1項の規定により当該建築物又は当該敷地内に附置されたものとみなされる駐車施設を設置し、又は設置しようとしている場合は、当該建築物及び当該敷地並びに当該駐車施設）の周辺の道路の安全及び円滑な交通に支障を生じさせるおそれがないと市長が認めるときは、当該公共交通機関利用促進措置等に応じ、規則で定めるところにより、第2条の規定により附置しなければならない最小規模の駐車施設の駐車台数を減ずることができる。

2 第2条の規定により建築物又は建築物の敷地内に駐車施設を附置すべき者が、前項の規定の適用を受けようとする場合は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

3 前項の規定による承認を受けた者は、公共交通機関利用促進措置等の全部又は一部を取りやめようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

- 4 第2項の規定による承認を受けた者は、規則で定めるところにより、公共交通機関利用促進措置等の実施状況について、市長に報告しなければならない。
- 5 市長は、第2項の規定による承認を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該承認を取り消すことができる。
  - (1) 公共交通機関利用促進措置等の全部又は一部を行わないとき。
  - (2) 第2項後段の規定に違反したとき。
  - (3) 前項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 6 第3項の規定による届出をし、又は前項の規定により承認を取り消された者は、第1項の規定により減じた駐車台数（当該届出又は当該承認の取消しに係る建築物又は建築物の敷地内に現に附置されている駐車施設の駐車台数が当該届出をし、又は当該承認を取り消される前において第2条及び同項の規定により当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない最小規模の駐車施設の駐車台数を超えている場合には、同項の規定により減じた駐車台数からその超えている駐車台数を減じて得た駐車台数）以上の自動車を駐車させることができる規模を有する駐車施設を、当該建築物又は当該建築物の敷地内に新たに附置しなければならない。
- 7 前項の規定により附置しなければならない駐車施設については、第5条第1項及び第3項、第5条の3並びに前条第1項及び第3項の規定を準用する。この場合において、第5条第3項中「前2項」とあるのは「第6条の2第7項において準用する第1項」と、前条第3項中「第1項」とあるのは「次条第7項において準用する第1項」と、「場合又は第3条の規定により駐車施設を附置すべき者が、前項の代替措置を講じようとする場合は」とあるのは「場合は」と読み替えるものとする。
  - (8) 第7条中「又は第6条」を「、第6条又は第6条の2」に改める。
  - (9) 第9条第1項中「第5条、」を「第5条第1項（第6条の2第7項において準用する場合を含む。）若しくは第2項、」に改め、「第5条の2」の次に「、第6条の2第6項」を加える。
  - (10) 第10条第3項中「第6条第3項」の次に「（第6条の2第7項において読み替えて準用する場合を含む。）」を加える。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成31年1月1日から施行する。ただし、第6条第1項の改正規定（「200メートル」を「350メートル」に改める部分を除く。）及び次項の規定は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

- 2 前項ただし書に規定する規定の施行の日において現にこの条例（第6条第1項の改正規定（「200メートル」を「350メートル」に改める部分を除く。）に限る。以下この項において同じ。）による改正前の第6条第1項の規定に基づき設置した駐車施設について同条第3項の規定による承認を受けている者は、同日においてこの条例による改正後の第6条第1項の規定に基づき設置した駐車施設について同条第3項の規定による承認を受けたものとみなす。
- 3 この条例（第6条第1項の改正規定（「200メートル」を「350メートル」に改める部分を除く。）を除く。以下同じ。）による改正後の札幌市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）第2条、第3条の2、第5条、第6条から第7条まで及び第9条の規定は、この条例の施行の日以後に建築物の新築、増築又は用途の変更（以下この項及び次項において「新築等」という。）の工事に着手する者について適用し、同日前に建築物の新築等の工事に着手する者については、なお従前の例による。
- 4 前項の規定にかかわらず、この条例による改正前の札幌市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（以下この項において「改正前の条例」という。）の規定により駐車施設を附置した者（この条例の施行の際現に改正前の条例による駐車施設を附置する建築物の新築等の工事中である者を含む。）は、別に定めるところにより市長の承認を受けたときは、改正後の条例の適用を受けることができる。
- 5 この条例の施行前にした行為及び附則第3項の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為（前項の規定による承認を受けていない場合の行為に限る。）に対する罰則の適用については、

なお従前の例による。

(理 由)

建築物等に駐車施設を附置すべき者が、公共交通機関の利用の促進に資する措置等を講じた場合に建築物等に附置しなければならない駐車施設の駐車台数を減ずることができる特例を設けるとともに、所要の規定整備を行う等のため、本案を提出する。